

特定商取引法における

クーリング・オフ制度って？

①

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば、無条件で契約解除できる制度です。事業者などから強引な勧誘を受け、契約をしてしまった場合などに利用できます。**なお、通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。**

クーリング・オフができる取引と期間

8日間



20日間



クーリング・オフ期間の考え方

- 契約書面を受け取った日を含めて8日間(又は20日間)以内に書面またはメールなどで通知
- クーリング・オフ期間内に通知すれば、事業者が届いていなくてもOK
- 契約書面の記載内容に不備があるときは、所定の期間を過ぎてもクーリング・オフできる場合あり

□ 書面を受け取った日

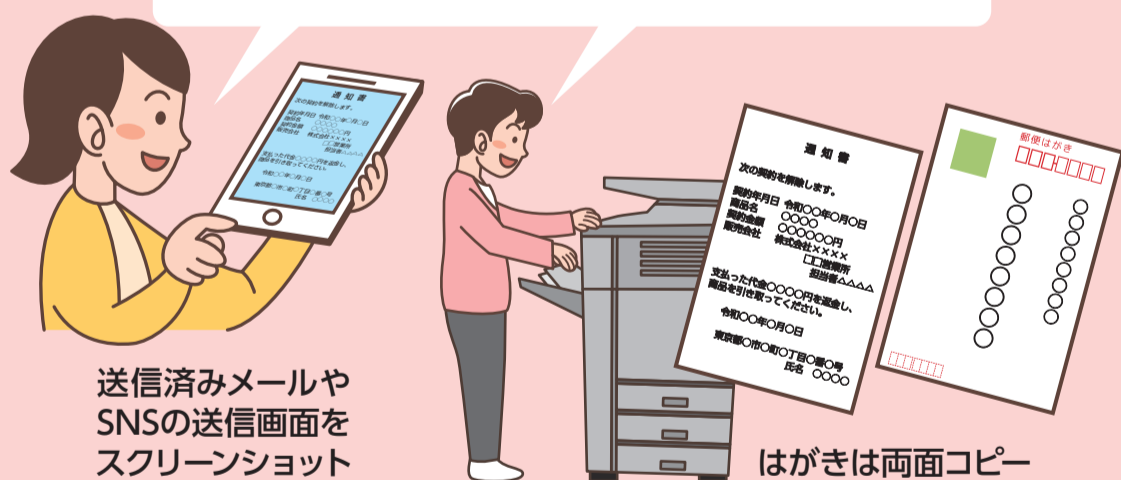
● 8日間の間に通知
訪問販売など

● 20日間の間に通知
マルチ商法など

日 月 火 水 木 金 土

1 2
3 4 5 6 7 8 9
10 11 12 13 14 15 16
17 18 19 20 21 22 23
24 25 26 27 28 29 30

クーリング・オフは通知した日が大切だから、通知日がわかるものを必ず保管



クーリング・オフについて分からないこと、不明なことがあれば
消費生活センターに相談しましょう。

【消費者ホットライン】 局番なしの **188** (いやや!)

※お住まいの近くにある消費生活相談窓口につながります。

東京都の消費生活に関する情報サイト



東京くらしWEB

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/>



東京都多摩消費生活センター

令和4年度 作成